

電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議
「デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する事項」に係るまとめ（平成23年9月）に対する意見募集の結果概要

1. 意見募集の期間

平成23年9月26日（月）～平成23年10月14日（金）

2. ご意見をお寄せいただいた団体・個人の総数

団体：	11団体
個人：	31名
合計：	42団体・個人

3. 寄せられたメール等の総数

団体：	59通
個人：	82通
合計：	141通

4. 項目ごとの意見の件数

	うち、団体意見		
1. 基本的な考え方	13件、7件		
2. 国会図書館が担うべき役割について			
[1] 国会図書館からの送信サービスについて	80件、24件		
[2] 国会図書館の蔵書を対象とした検索サービスについて	21件、10件		
[3] デジタル化資料の民間事業者への提供について	3件、2件		
3. 公立図書館等の役割について	15件、9件		
4. まとめ	7件、5件		
5. その他	2件、2件		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">総数</td> <td style="text-align: right;">141件（59件）</td> </tr> </table>		総数	141件（59件）
総数	141件（59件）		

5. 各項目についての主な意見の概要

主な意見の概要については、次頁以降参照。

※ 上記4. での各項目における分類は、基本的には、寄せられた意見に記載されていた項目名によったものである。次頁以降においては、より分かりやすい分類とするため、意見の内容に応じ、適宜分類を整理し直している。

1. 基本的な考え方

- 「広く国民が出版物にアクセスできる環境の整備」にあたっては、著作権者及び出版者の利益を損なわないよう留意することが大前提であり、「図書館の果たす役割」は、あくまで民間ビジネスの圧迫を生じない範囲にとどめるなど、図書館と民間事業者の連携する上で適切な役割分担が求められる。(個人、同旨 社団法人日本書籍出版協会、出版流通対策協議会)
- 本まとめにおいて「基本的な考え方」として示されている「広く国民が出版物にアクセスできる環境の整備を図ることが重要」、「国民のアクセス環境の整備にあたっては、図書館と民間の適切な役割分担を踏まえた上で、その環境整備を連携して行うことが重要」といった指摘は適切である。(日本弁護士連合会、同旨 個人)
- 「広く国民が出版物にアクセスできる環境の整備」に係る図書館の役割は、絶版その他これに準ずる理由により市場における入手が不可能な出版物へのアクセスの保障に限定されるべきであり、図書館がそれ以上の役割を担うことは民間ビジネスの圧迫につながる可能性がある。(出版流通対策協議会)
- 現状の図書館サービスで十分であり、制度改正をしてまで更なる国会図書館の所蔵資料の活用を図るべきではない。(個人)

2. 国会図書館が担うべき役割について

2 [1] 国会図書館からの送信サービスについて

①送信サービスの実施に関する意見

- 国会図書館において電子化された資料の活用は当然であり、送信サービスの早期実現のための制度整備が必要。(個人)
- 送信サービスの対象出版物を著作権者、出版者が利用許諾したものに限れば、同時閲覧やプリントアウト等に係る制限も不要であり、早期のサービス実施が可能。(一般社団法人日本電子出版協会)
- 送信サービスの実施は、当該サービスにおける送信データの利用方法や対象出版物に係る基準等の整備について関係者間における協議の結果を待った上で実施すべき。(社団法人日本書籍出版協会、同旨 個人)
- 「送信サービス」については、図書館貸出の代替的な措置であり、その枠内でのみ実施されるべき。(社団法人日本雑誌協会)
- 国会図書館からの送信サービスの早期実現を目指すにあたり、当該サービスが知の拡大再生産のサイクルを破壊する危険性の有無について検討すべき。(社団法人日本書籍出版協会)

- 送信サービスを実施したことによって、「重版されていなかった出版物が再版され」るか否かは不明である。また、現状でも、図書館間貸出により国会図書館の資料を紙媒体で入手することは可能であり、制度改正をしてまで送信サービスを実施すべきではない。(社団法人日本雑誌協会)

【送信サービスの実施にあたっての留意点等】

- 障害者や高齢者へのアクセシビリティに配慮しなければならない。視覚障害者は画像ファイルを用いたサービスを利用できないため、視聴覚障害者等が利用可能な方式でデジタル化資料を提供すべき。(社団法人日本図書館協会、同旨 日本弁護士連合会、個人)
- 「画像ファイルも含めた多様なファイル形式」での送信を検討すべき。(個人)
- 関係者による協議を経た上で、適切な対価を徴収して送信サービスを行う場合、集中的な権利管理機構を設立すべき。(個人)

②国会図書館からの送信先に関する意見

【各家庭までの送信について】

- 国会図書館のデジタル化資料については、各家庭等まで無償で送信を行うことが多くの人から期待されており、このための制度改正が急務である。(個人)
- デジタル化資料の送信先については、対象となる著作物の権利状態に応じて考えるべきであり、著作権が期限切れとなっている出版物については、家庭等への配信について積極的に行ってよいが、他方、デジタルデータの提供により著作権者等の利益を害する出版物については、家庭等への配信は言うまでもなく、各地域の図書館への送信も慎重に検討すべき。(日本弁理士会)
- デジタル化資料の各家庭への配信は出版者及び著作者の利益を侵害する。(個人)
- 国として最優先で行うべきことは、民間ビジネスが上記のような情報提供の環境を実現できるようなインフラ整備、法的整備であり、国会図書館による各家庭への送信を目標として設定することは、当該整備を妨げるものである。(社団法人日本書籍出版協会)

【図書館等への送信について】

- 「早期の実施を目指し、公立図書館等まで送信を行うことにより、情報アクセスの地域間格差の解消、国民の『知のアクセス』の向上を図る」という考え方については適切である。(個人)
- 大学における教育・研究において多様な学術情報に触れられることは重要であり、大学図書館を送信サービスの対象とすることは適切である。(個人)

- 学生の日常の学習、研究活動の在り方を踏まえると、大学への送信は大学図書館に限定せず、キャンパス全体でデジタル化資料の閲覧が可能な状態を提供することが重要である。(個人)
- 国民の情報のアクセスポイントとして広く活用されている私立図書館についても送信サービスの対象とするべき。(専門図書館協議会著作権委員会)
- 今後、学校においては、紙媒体では実現しえないアクティブ・ラーニングを実現することが望まれ、学校図書館についても送信の対象とすべき。(個人)
- 希少な出版物の画像閲覧は教育上の効果が高いため、学校図書館については送信先に含めるべき。(社団法人日本図書館協会)
- 各省庁の国会図書館の支部図書館は社会教育施設としての機能を有し、情報管理に係る一定の体制が整備されていることから、当該図書館についても送信サービスの対象とすべき。(個人)
- 省庁が定める設置要件に図書館(室)の設置が含まれている施設(特定機能病院等)についても、送信先の対象とすることを検討するべき。(社団法人日本図書館協会)
- 自宅または施設からしか情報にアクセスできない障害者のためにサピエ図書館を送信サービスの対象とするべき。(個人)
- 送信先を定める際には、著作権法第31条の適用がある図書館の定義等を参照した上で整理することが必要。この点、一般社団法人及び一般財団法人は、従来の民法34条の法人とは性格の異なる法人であり、一般社団法人及び一般財団法人が設置する図書館の著作物の利用に関し著作権を制限するべきかどうか、慎重に検討されるべき。(一般社団法人日本映像ソフト協会)
- 著作権法第31条の適用を受ける図書館であったとしても、適切に管理運用の体制を整える事が可能かどうかについては、慎重に判断されるべき。(社団法人日本書籍出版協会)

③国会図書館からの送信データの利用方法の制限について

【同時閲覧について】

- デジタル化の利点を生かすため、同時閲覧に特段の制限を設けないことは適切である。(個人、同旨 社団法人日本図書館協会)
- 将来的にはデジタル化資料の閲覧はあらゆる場所から認められるようになるべきであり、携帯端末や電子書籍リーダーでも閲覧可能とすべき。(個人)

【プリントアウト等の複製について】

- 送信対象が「市場で入手が困難なもの」に限定されていることや利便性の観点から、送信先におけるプリントアウトを認めるべき。(仮にコピーが不可能な場合は手書き等で写すこととなり、不便である。)(個人、同旨 専門図書館協議会著作権委員会)
- 図書館においては、著作権法第31条に基づくコピーサービスを行う関係上、著作権に関する講習の修了者を配置しており、適切に情報管理が行われる環境が整っている。このことから送信先の図書館においてプリントアウト等を認めるべき。(社団法人日本図書館協会)
- 送信先の図書館において視覚障害者等のための拡大されたデータのプリントアウト等を認めるべき。(個人)
- 著作権等の権利の保護に鑑み、プリントアウト等の複製を認めないことは適当である。(社団法人日本書籍出版協会、同旨 個人)
- 送信先の図書館等における電子データ閲覧中に画面上で国会図書館への複写申込が可能なシステムを構築すべき。(個人)

④対象出版物の限定に関する意見

- 送信サービスの対象となる出版物について、民間ビジネスを圧迫することのないよう留意をした上で、明確に定義すべき。(なし崩し的に対象として適切ではない出版物が送信されないようにするべき)(個人、同旨 出版流通対策協議会、一般社団法人電子出版制作・流通協議会 流通委員会公共ビジネス部会)
- 「市場における入手が困難な出版物」等を定める際には以下の点について配慮を行うべき。
 - ・当該出版物に係る判定が容易となるような明確な基準とすること
 - ・過去に出版された資料における用字等の違いが重要な意味を持つ場合も想定されることから、この点を踏まえた基準とすること
 - ・対象出版物が再版された後、直ちに対象から外すようにならないような運用ルールとすること (社団法人日本図書館協会)
- まとめで示されている学術関連の出版物や公的機関等の調査研究報告書のような広く一般的に活用されるべき物を優先的に対象とするとの考え方は適当である。(個人)
- 国会図書館の全デジタル化資料を送信サービスの対象とすべき。(個人)
- より多様な書籍に国民がアクセスできる環境を整備するため、対象出版物の対象に「権利者等から許諾を受けた書籍」を加えるべき。(個人)
- 著作権が消滅した著作物については、広く国民への利用を提供するため、積極的に送信サービスの対象とすべき。(個人)

- 国会図書館が収集、作成したデジタル化資料を配信する際は、出版者と著者が無償配信を許諾した書籍に限定すべき。(一般社団法人日本電子出版協会)
- 送信サービスの対象出版物の限定にあたっては、出版物単位ではなく著作物単位で判断すべき。(社団法人日本書籍出版協会)
- 学術関連の出版物や公的機関の調査研究報告書を優先的に送信サービスの対象とすることにより、その他の資料の送信サービスの開始が遅れてはならない。(個人)
- 公衆送信権等の権利の客体は電子書籍に限られるものではなく、映画の著作物等も含まれるため、創設される権利制限規定の規定振りによっては、映画の著作物もその権利制限の対象に含まれる懸念がある。権利制限規定の創設にあたっては、映画の著作物を権利制限の対象とすることは適当ではない。(一般社団法人日本映像ソフト協会)
- 「市場における入手困難な出版物」とあるが、各出版物の状況についてどのように確認するのか。確認の内容如何では、私企業(出版者)の商業上の秘密に該当するのではないか。(個人)

⑤著作権法上の対応について

【対象出版物の除外について】

- 対象となった著作物が改めて出版物として再発行された場合には、直ちに送信サービスの対象から除外することを可能にするような仕組みを構築すべきであり、権利者からの申し出を必要条件とするような仕組みは適当ではない。(社団法人日本書籍出版協会)
- 送信サービスの対象出版物について、著作権者等の求めがあった場合に送信サービスの対象から除外する方式の導入にあたっては、恣意的に送信サービスの対象から除外することを避けるため、一定の基準を設けるべき。(社団法人日本図書館協会)
- 歴史等の研究において、改版による記述の変化等は重要な要素であるため、ほぼ同内容の出版物が刊行されていることをもって、送信サービスの対象から除外すべきではない。(個人)

【著作者等への対価の支払い等について】

- 今回の送信サービスの内容を踏まえると、対象出版物等が制限されており、著作者等の利益を不当に害する可能性は低いことから、著作者等に対価を支払う必要はない。(社団法人日本図書館協会)
- 送信サービスの対象出版物が市場に流通していない出版物であったとしても、著作権の保護期間中である場合は、権利者への何らかの報酬が必要。(社団法人日本書籍出版協会)

- 送信サービスの実施にあたっては、著作者、出版者の利益を不当に損なうことのないよう、対象出版物が市場において入手困難な場合を含めて、利用者側の利便性の向上の際には、権利者側への補償、利用料を支払うことが適切。(個人)
- 国会図書館のデジタル化資料の利活用を行うにあたっては、原則として著作権者及び出版者(著作権者が不明の場合は出版者)の許諾を前提とすべき。(出版流通対策協議会)

⑥その他

- 利便性の向上を優先して、送信サービスにおける利用方法、対象出版物等の範囲が拡大される可能性があり、この点、権利制限によって認められる範囲を条文上で明らかにすべき。(社団法人日本書籍出版協会)
- 送信サービスの実施にあたり、権利者を効率的に探索する仕組みを構築すべきであり、権利者不明の場合はオプトアウト方式で対応すべき。(一般社団法人日本電子出版協会)

2 [2] 国会図書館の蔵書を対象とした検索サービスについて

【検索サービスの実施について】

- 本文検索サービスは必要であり、早急な実施を希望する。(個人)
- 出版物に対する新たな需要を喚起する側面を考慮して本文検索サービスを実施すべき。(個人)
- 市場において流通している著作物が検索によって本文が閲覧され、著作権者等の利益が侵害される可能性があるため、運用にあたっては厳格性が求められる。(個人)
- 蔵書を対象とした検索サービスの実施については、そもそもの「基本的考え方」等を整理することが必要。(出版流通対策協議会)
- 国会図書館の所蔵資料について、現状においても書誌情報であれば検索することが可能であり、書誌情報の検索以上のサービスは不要。(個人)

【検索結果の表示について】

- 本文が表示されたことによって出版物の購入につながる可能性が高く、検索結果として著作物の本文についても積極的に表示すべき。(社団法人日本図書館協会)
- 検索サービスの対象出版物を「市場における入手が困難な出版物」とするなら、「著作者、出版者の利益を不当に害すること」にはならない。(個人)
- テキスト化されたデータを、民間事業者に対して検索の為だけに利用することを条件として提供することや検索システムに対するAPIの公開は出版事業の振興のためにも重要である。(一般社団法人日本電子出版協会)
- 検索サービスについて、視覚障害者等のアクセシビリティに配慮し、当該障害者等のための閲覧が可能となるような方式で実施すべき。(社団法人日本図書館協会)

- 出版物そのものが視覚障害者等に配慮されたものである場合、どのような配慮がなされているか、検索結果において表示すべき。(社団法人日本図書館協会)
- 出版物に係るビジネスモデルは多種多様であり、一般書籍などはスニペット表示により一部を閲覧可能としても目的は達せられないが、高価な専門書に記載されているデータや辞書などはスニペット表示により権利者の利益を損なう恐れがあり、広く意見を求める必要がある。(一般社団法人日本電子出版協会)
- 検索サービスが、利便性向上という名目で各出版物の本文についても閲覧可能なものとなると著作権者、出版者の利益を侵害する危険性が大きく、検索結果の表示についても書誌情報の表示にとどめるべき。(個人、同旨 社団法人日本雑誌協会)
- 検索サービスによる利用者が必要とする著作物の所在の確認と当該著作物の本文の検索結果に伴う表示は別個のものとして捉えるべき。
不用意に出版物の本文の表示を行うことは有料の著作物を無料で利用することに繋がり、著作者及び出版者の利益を不当に害することとなる。例えば辞書、辞典類及び短詞系の出版物等は特にその恐れが高く、対象出版物として認めない事が適当。(社団法人日本書籍出版協会)

【テキスト化の在り方について】

- 検索サービスはキーワード検索を基本とすべきであり、全文のテキスト化と本文の表示を安易に結びつけるべきではない。(一般社団法人日本出版著作権協会)
- テキストファイルについては、複製権の侵害が起きる可能性が高まることが危惧される。(社団法人日本書籍出版協会)
- 保存のために作成された画像ファイル形式のデジタル化資料を、厳密に検索サービスに供することのみを目的として OCR 処理を行うのであれば異存はない。しかしながら、テキスト化された資料はその活用性が大きく、より広範な活用を望む利用者の声が高まることが予想され、更なる自由利用が許容される可能性がある。(社団法人日本書籍出版協会)
- OCR 処理については、文字の誤認識の可能性がある、同一性保持権を侵害する恐れがあることに留意すべき。(社団法人日本書籍出版協会)
- OCR 処理は未だ精度が低く、デジタル化資料を本文検索サービスにおいて利用できる精度にするためには、更なる支出と労力が必要である。この点も含めて、その費用対効果や本文検索サービス実施の是非に係る検討については、「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」に委ねるべき。(社団法人日本雑誌協会)

【その他】

- 国会図書館が公立図書館等に配信するデータ管理項目、ID 等について、可能な限り民間のデータと互換性があるものにすべき。(一般社団法人電子出版制作・流通協議会 流通委員会公共ビジネス部会)

2. [3] デジタル化資料の民間事業者等への提供について

- 国会図書館のデジタル化資料を無償で出版者などがつくる非営利団体に提供し、国会図書館が直接的に有料サービスを行うのではない新たな仕組みを構築することが重要。(個人)
- デジタル化資料の民間事業者の提供に当たっては、権利者情報が不明の場合などにおける、円滑な権利処理システムを早急に構築すべき。(個人)
- デジタル化資料の民間事業者等への提供にあたっては、事前に著作権者の許諾を得るべき。(一般社団法人日本電子出版協会)
- 出版文化の振興にあたり、行政機関はあくまで民間の取組を補完する立場にとどまるべきであり、多様な事業者が行政機関の構築したインフラを活用できるよう、配慮することが必要。国会図書館、および公共図書館が有料サービスとして出版物を配信することは、民間の電子出版流通ビジネスの発展を阻害する。(一般社団法人日本電子出版協会)
- 絶版本や品切れ本についても、出版者による電子書籍化等を支援する施策を優先的に講じるべき。(出版流通対策協議会)
- デジタル化資料の民間事業者等への提供は、出版物の復刻版を制作しようとする出版者等に限られるべき。(出版流通対策協議会、同旨 一般社団法人日本出版著作権協会)
- 小規模事業者を含めて誰もが参加可能なデジタル化資料の有償配信サービスの実験的事業について早急に実施すべき。(個人)
- 権利処理を要するデジタル化資料について民間事業者等が提供を受ける場合、権利処理を円滑に行うための仕組みが構築されたとしても、民間事業者の有料配信により採算が取れるとは考えられない。(一般社団法人日本電子出版協会)

3. 公立図書館等の役割について

【公立図書館等の役割に係る総論的な意見】

- 公共図書館等の役割に係る考え方及び進め方については概ね適切であり、早期に実現すべき。(個人)
- 公立図書館等の役割として、所蔵資料のデジタル・アーカイブ化や民間事業者との契約に基づいた電子書籍サービスを展開していくことは重要であり、出版コンテンツの生産や編集を地域資料、行政資料等のデジタル・アーカイブ化や電子書籍化によって担っていくことが必要。(個人)
- 公立図書館が、「地域社会の様々な問題解決、知的創造活動への貢献や障害者等の情報に係るアクセシビリティの向上などその使命を果たすため、所蔵資料のデジタル・アーカイブ化やデジタル・ネットワークを活用したサービスの提供を促進することは重要。(社団法人日本図書館協会)
- 公立図書館等がデジタル・ネットワークを活用したサービスの提供を前提に所蔵資料のデジタル化を推進することは、公立図書館等の役割を逸脱している。(出版流通対策協議会)

【図書館に係る整備について】

- 図書館が設置されていない自治体については、公立図書館が地域の情報拠点であるという社会教育上の新たな認識に立ち、必ず設置することを国としても推進していくことが必要。(個人)

【公立図書館等の所蔵資料の在り方について】

- 公立図書館は、国内で発行された市販の商業出版物で国会図書館に収集されていない資料も、一定程度所蔵しており、デジタル・ネットワーク社会の中で活用する方策を検討すべき。(個人)
- 公共図書館で電子書籍等を館外に貸し出す場合サービスを実現する場合、著作権の保護が適正に行われる環境を構築すべき。
また、著作権者等の意向を無視した方法で、コンテンツが提供されている場合においては、権利行使できるようにすべき。(一般社団法人電子出版制作・流通協議会 流通委員会公共ビジネス部会)
- 「広く国民が出版物にアクセスできる環境の整備」を実現するためには、図書館の所蔵資料の充実が最も重要である。(一般社団法人日本出版著作権協会、同旨 個人)
- 公立図書館が希少性のある出版物に比して、利用者の需要が多いヒット商品の収集に重きを置くべきではない。(個人)
- 公立図書館は、電子ジャーナルや電子書籍の積極的な契約による購入を図るべき。(社団法人日本雑誌協会)

【送信サービスとの関係】

- 国会図書館からの送信サービスにより、公立図書館等が蔵書の収集に消極的となり、その目的を達成することが難しくなると考えられる。（出版流通対策協議会）
- 国会図書館からの送信サービスが実施されることにより、各図書館独自の資料収集、保存の充実あるいは利用者のサービス提供方法の改善等への意欲や投資が損なわれてはならない。（社団法人日本書籍出版協会）

【その他】

- 公立図書館等が自ら所蔵する地域の歴史的な資料をアーカイブ化し提供すること及び電子書籍サービスを図書館において利用させることについては、国がそのための基盤整備を行うべき。（個人）
- 所蔵資料を館外でプリントできる民間事業者や出版物として購入できる地域書店等の紹介を行うなど、地域のビジネス発展に資するべき。（一般社団法人電子出版制作・流通協議会 流通委員会公共ビジネス部会）
- 公共図書館において、一般的な電子書籍に係る閲覧のサービスを提供する場合は、民間サービスを利用すべきである。この場合の販売主体は出版者や電子書籍販売事業者であり、当該主体が、価格まで含めて自由に展開ができるようにすべき。（一般社団法人日本電子出版協会）
- 障害者等の情報にかかるアクセシビリティの向上策について、具体的に記載すべき。例えば、電子書籍のアクセシビリティの向上のために、公立図書館等とその利用者である障害者等と電子書籍製作者との協議の場を設けることなども必要。（社団法人日本図書館協会）
- 視覚障害者等向けに、読み上げ機能や文字拡大機能を付加したコンテンツを採用する場合、フォーマット等の統一性が重要。なお、フォーマット等の決定にあたっては、関係者間の協議が不可欠。（一般社団法人電子出版制作・流通協議会 流通委員会公共ビジネス部会）
- 公立図書館の将来について、学校図書館と統合させるのが良いのか、情報弱者ための教育センター機能を強化するのか、博物館と一緒にするのか、結論をだすべき。（一般社団法人日本電子出版協会）
- 公共図書館の取り巻く環境は、極めて悪化の一途をたどっている。図書館スタッフもますます、削られている。重複、あるいは無駄なデジタル化は百害あって一利無しである。各自治体の責任だけではなく、国からの適切な援助と指導が必要。（一般社団法人日本出版著作権協会）
- 公立図書館等におけるいわゆる「無料原則」の見直し、公共貸与権の導入についても実現に向けて真剣に論議されるべき。（社団法人日本書籍出版協会）

4. まとめ

- 「送信サービス」や「本文検索サービス」は過剰なサービスであり、利用者の利便性と著作権者等の利益のバランスをとるべき。(個人)
- 国会図書館が担うべき役割や公立図書館等の役割に係る個別論点について、今後さらに、著作者、出版者、古書流通業者等、電子書籍流通事業者、国会図書館、利用者など、それぞれの立場から十分に検討していくとともに、関係者間の合意形成が積極的に図られるべき。(日本弁護士連合会)
- 公共や民間の各主体の協調を目指す関係者間の協議促進の場を文化庁が設置すべき。(個人)

5. その他

【国立国会図書館におけるデジタル化の在り方について】

- 国会図書館のデジタル化は、昭和以前と、国、地方の古今の行政資料にこそ、第一に注力されることを強く望む。(一般社団法人日本出版著作権協会)
- デジタル化された資料の耐久性について検討した上でデジタル化を実施すべき。(出版流通対策協議会)

【納本制度の在り方について】

- 国会図書館におけるオンライン資料の制度的収集の法制化は急務(個人)
- 納本制度は、納本された出版物のデジタル化及びデジタル化された資料の送信を前提としているものではない。この点、納本時にデジタル化及び送信サービスに係る許諾を得る義務を国会図書館に課すことなどを検討するべき。(一般社団法人日本出版著作権協会)

【出版物にアクセスできる環境の整備について】

- 著作者、出版者による「市場における入手が困難な出版物」が入手可能となるような配慮が必要。(個人)

【その他】

- 国会図書館、公共図書館等で配信管理される、電子化した著作物は日本国内のサーバで管理すべき。(海外のサーバにコンテンツデータ等がある場合においては、日本の著作権法が適用できなくなり、著作権者および著作者の権利が及ばなくなる可能性があり、また、文化財である著作物コンテンツの継続的再現性が担保されない可能性があるため。)(一般社団法人電子出版制作・流通協議会 流通委員会公共ビジネス部会)
- 雑誌協会が参加していない「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」で送信サービス、本文検索サービス等について何らかの結論を出したり、方向性を決定されることに強く抗議する。(社団法人日本雑誌協会)

(以上)